

国際協力銀行の概要

設 立 平成 11 年 10 月 1 日

設立根拠法 国際協力銀行法（平成 11 年 4 月 23 日法律第 35 号）

目 的 一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること

主 務 大 臣 財務大臣及び外務大臣

資 本 金

（単位：円）

	平成 13 年度末	平成 14 年度末	増 減 額
資本金総額（全額政府出資）	7,270,744,477,516	7,489,844,477,516	219,100,000,000
うち国際金融等勘定 （全額産業投資特別会計）	985,500,000,000	985,500,000,000	
うち海外経済協力勘定 （全額一般会計）	6,285,244,477,516	6,504,344,477,516	219,100,000,000

職 員 数

	平成 13 年度末	平成 14 年度末
職員数	886 名 (2 名減)	883 名 (3 名減)

注：括弧内は当事業年度中の増減

資 金 源

1. 政府からの出資金
2. 政府からの借入金
3. 債券等の発行 他

業 務 内 容

< 国際金融等業務 >

- 1 . 輸出金融
開発途上地域に対する設備の輸出等に必要な資金の貸付け等
- 2 . 輸入金融
資源・エネルギーの輸入に必要な資金の貸付け等
- 3 . 投資金融
我が国企業等の海外において行う事業に必要な資金の貸付け等
- 4 . アンタイドローン
外国政府や国際機関等の海外で行う事業及び当該外国の物資の輸入に必要な資金の貸付け又は債券取得等（我が国からの資機材の調達を条件としない）
- 5 . ブリッジローン
外国の政府等の対外取引を円滑にするための短期資金の貸付け
- 6 . 債務の保証（公債等の保証を含む）
- 7 . 出資
- 8 . 調査業務

< 海外経済協力業務 >

- 1 . 円借款
開発途上地域の外国政府等が行う開発事業の実施又は経済の安定に関する計画の達成に必要な資金の貸付け
- 2 . 海外投融資
我が国又は開発途上地域の法人等が行う開発事業の実施に必要な資金の貸付け及び出資（但し、平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限る）
- 3 . 調査業務

沿 革

- 平成 11 年 4 月 23 日 国際協力銀行法公布
- 平成 11 年 9 月 16 日 国際協力銀行法施行令公布
- 平成 11 年 9 月 30 日 国際協力銀行法施行規則官報掲載
- 平成 11 年 10 月 1 日 国際協力銀行設立
- 平成 11 年 12 月 1 日 国際協力銀行海外経済協力業務実施方針策定
- 平成 13 年 1 月 6 日 改正法施行（中央省庁再編に伴い、主務大臣が経済企画庁長官及び大蔵大臣から財務大臣及び外務大臣へ変更）
- 平成 13 年 4 月 1 日 改正法施行（財政投融资改革に伴い、余裕金の運用先が資金運用部から財政融資資金へ変更）
- 平成 13 年 9 月 28 日 初の「民間準拠財務諸表」公表
- 平成 13 年 10 月 17 日 初の財投機関債発行
- 平成 14 年 4 月 1 日 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」制定・公表
「業務運営評価制度」の導入
- 平成 15 年 4 月 1 日 改正法施行（金融庁検査導入に伴い、主務大臣の立入検査権限の一部を金融庁に委任）

(参考)

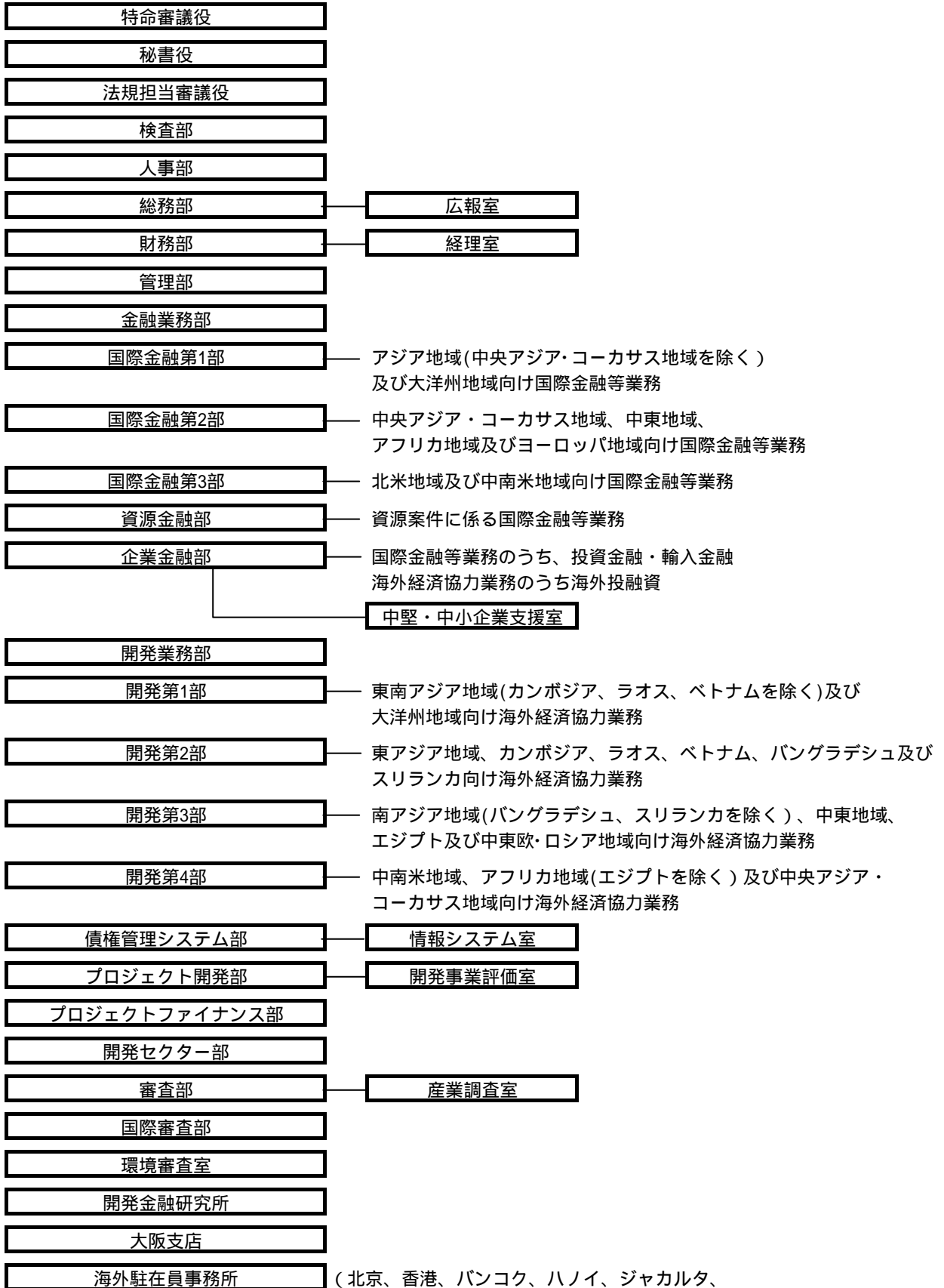
(旧日本輸出入銀行)

昭和 25 年 12 月 15 日	日本輸出銀行法公布施行
昭和 26 年 2 月 1 日	営業開始
昭和 27 年 4 月 1 日	改正法施行(輸入金融及び債務保証業務の追加等) 日本輸出入銀行と名称を変更
昭和 28 年 8 月 1 日	改正法施行(海外投資金融、海外事業金融の追加等)
昭和 32 年 5 月 20 日	改正法施行(海外投資金融の拡充、開発事業金融の追加等)
昭和 33 年 10 月 31 日	「東南アジア開発協力基金」受入れ
昭和 36 年 3 月 16 日	「東南アジア開発協力基金」を海外経済協力基金へ移管
昭和 39 年 4 月 1 日	改正法施行(リファイナンス業務・円借款に係る保証業務 追加)
昭和 47 年 9 月 22 日	外貨貸付制度の発足
昭和 47 年 11 月 15 日	改正法施行(輸入金融・海外投資金融・海外事業金融の 拡充、アンタイトローンの開始等)
昭和 51 年 6 月 2 日	改正法施行(協調融資金融機関の範囲拡大、外債発行、借 入限度の拡大)
昭和 52 年 7 月 1 日	大阪支店開設
昭和 52 年 12 月 20 日	緊急輸入外貨貸付制度実施 外国為替公認銀行認可
昭和 58 年 1 月 19 日	初の外債発行
昭和 58 年 2 月 1 日	改正政令施行(協調融資金融機関の範囲拡大)
昭和 58 年 11 月 1 日	製品輸入金融の実施
昭和 60 年 6 月 7 日	改正法施行(海外投資金融、保証機能の整備等)
平成 元年 6 月 28 日	改正法施行(出資機能創設、アンタイトローンの拡充、保 証業務の拡充、外貨余裕金運用の弾力化等)
平成 4 年 3 月 31 日	改正法施行(輸入金融の対象拡大、海外投資金融の拡充、 外国政府等への短期融資(ブリッジローン)創設、ユーロ 円債発行)
平成 4 年 4 月 10 日	改正政令施行(協調融資金融機関の範囲拡大)
平成 11 年 4 月 9 日	改正政令施行(協調融資金融機関の範囲拡大)

(旧海外経済協力基金)

- 昭和 35 年 12 月 27 日 海外経済協力基金法公布
- 昭和 36 年 3 月 16 日 政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し設立
- 昭和 36 年 3 月 31 日 業務方法書の認可を受け業務開始 (当初は本邦民間企業等向けの海外投融資だけであったが、昭和 41 年から開発途上国向けの直接借款も行うようになった。)
- 昭和 40 年 6 月 15 日 改正法施行 (借入、債券発行及び交付金の受入れの追加。借入金の限度はいわゆる「1 : 1」の原則 (借入金及び債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、資本金及び積立金の合計額を超えてはならないとするもの) によることとなった。)
- 昭和 43 年 5 月 30 日 改正法施行 (商品借款の追加)
- 昭和 54 年 5 月 9 日 改正法施行 (いわゆる 1 : 1 の原則を改め、資本金及び積立金の額の合計額の 3 倍まで借入金及び債券の発行を行うことの追加、基金の長期借入金又は債券に係る債務についての政府保証の追加)
- 昭和 55 年 3 月 21 日 第 1 回政府保証海外経済協力基金債券発行

組 織



事務所の所在地

本店	東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号 (〒100-8144) TEL: 03-5218-3054 FAX: 03-5218-3956 (総務部総務課)
大阪支店	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号 (〒530-0004) アクア堂島東館 13 階 (受付) TEL: 06-6346-4770 FAX: 06-6346-4779
海外駐在員事務所等	
北京駐在員事務所	3131, 31st Floor, China World Trade Center, No.1 Jian Guo Men Wai Avenue, Beijing 100004, The People's Republic of China TEL: 86-10-6505-8989, 3825 ~ 8, 1196, 1197 FAX: 86-10-6505-3829, 1198
香港駐在員事務所	Suite 3706, Level 37, One Pacific Place 88 Queensway, Hong Kong TEL: 852-2869-8505 ~ 7 FAX: 852-2869-8712
バンコク駐在員事務所	14th Floor, Nantawan Building, 161 Rajdamri Road, Bangkok 10330, Thailand TEL: 66-2-252-5050 FAX: 66-2-252-5514, 5515
ハノイ駐在員事務所	6th Floor, 63 Ly Thai To Street, Hanoi, Viet Nam TEL: 84-4-8248934 ~ 6 FAX: 84-4-8248937
ジャカルタ駐在員事務所	Summitmas II 7th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61- 62, Jakarta Selatan, Jakarta, Indonesia TEL: 62-21-522-0693 FAX: 62-21-520-0975
クアラルンプール駐在員事務所	22nd Floor, UBN Tower, Letter BOX No. 59, Jalan P, Ramlee 50250, Kuala Lumpur, Malaysia TEL: 60-3-2072-3255, 2201 ~ 2 FAX: 60-3-2072-2115
マニラ駐在員事務所	31st Floor, Citibank Tower, Valero St. corner Villar St. Makati, Metro Manila, Philippines TEL: 63-2-848-1828, 63-2-752-5682 FAX: 63-2-848-1833 ~ 35
シンガポール駐在員事務所	9 Raffles Place, #53-01 Republic Plaza, Singapore 048619 TEL: 65-6557-2806 FAX: 65-6557-2807

コロンボ駐在員事務所	Level 13, Development Holdings 42, Navam Mawatha, Colombo 2, Sri Lanka TEL: 94-1-300470 ~ 2 FAX: 94-1-300473
ダッカ駐在員事務所	5th Floor, IDB Bhaban, E/8-A, Begum Rokeya Sharani , Sher-E-Bangla Nagar, Dhaka-1207, Bangladesh TEL:880-2-811-4081, 6700 FAX: 880-2-811-3336
イスラマバード駐在員事務所	5th Floor, Evacuee Trust Complex Aga Khan Road, F-5/1, Islamabad, Pakistan TEL: 92-51-2820119 FAX: 92-51-2822546
ニューデリー駐在員事務所	3rd Floor, DLF Centre, Sansad Marg, New Delhi, 110001, India TEL: 91-11-2371-4362 ~ 3, 7090, 6200 FAX: 91-11-2371-5066; 2373-8389
シドニー駐在員事務所	Suite 2501, Level 25, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney, N.S.W. 2000, Australia TEL: 61-2-9241-1388 FAX: 61-2-9231-1053
モスクワ駐在員事務所	123610 Moscow, Krasnopresnenskaya Nab.12, World Trade Center, Office No. 905, Russian Federation TEL: 7-095-258-1832, 1835, 1836 FAX: 7-095-258-1858
フランクフルト駐在員事務所	Taunustor 2, 60311 Frankfurt am Main, Germany TEL: 49-69-2385770 FAX: 49-69-23857710
ロンドン駐在員事務所	4th Floor, River Plate House, 7-11 Finsbury Circus, London, EC2M 7EX, U.K TEL: 44-20-7638-0175 FAX: 44-20-7638-2401
パリ駐在員事務所	21, Boulevard de la Madeleine, 75038 Paris Cedex 01, France TEL: 33-1-4703-6190 FAX: 33-1-4703-3236
カイロ駐在員事務所	Abu El Feda Bldg, 16th Floor, 3 Abu El Feda Street, Zamalek, Cairo, Egypt TEL: 20-2-738-3608 ~ 9 FAX: 20-2-738-3607
ナイロビ駐在員事務所	6th Floor, International House, Mama Ngina Street, P.O. Box 49526, 00100 Nairobi, Kenya TEL: 254-2-221420, 221637 FAX: 254-2-221569
ニューヨーク駐在員事務所	520 Madison Avenue, 40th Floor, New York, NY 10022, U.S.A. TEL: 1-212-888-9500 ~ 2 FAX: 1-212-888-9503

ワシントン駐在員事務所 1909 K st., N.W., Suite 300, Washington,D.C.,20006,
U.S.A.
TEL: 1-202-785-5242 FAX: 1-202-785-8484

ボゴタ駐在員事務所 Calle 114, No.9-45 Torre B, Oficina 601, Teleport Business
Park,Bogota, D.C.,Colombia
TEL: 57-1-629-2436, 2437, 2438 FAX: 57-1-629-2707

ブエノスアイレス駐在員事務所 Av. del Libertador No. 498, Piso19,
1001 Capital Federal Buenos Aires, Argentina
TEL: 54-11-4394-1379, 1803
FAX: 54-11-4394-1763

リマ駐在員事務所 Av. Canaval Moreyra No 380, San Isidro Lima 27, Peru
TEL: 51-1-442-3031 FAX: 51-1-440-9657

メキシコシティー駐在員事務所 Paseo de la Reforma 265 Piso-16, Col. Cuauhtemoc,
Mexico, D.F. 06500, Mexico
TEL: 52-55-5525-6790 FAX: 52-55-5525-3473

リオデジャネイロ駐在員事務所 Praia de Botafogo, 228-801 B, Botafogo, CEP.22359-900,
Rio de Janeiro, RJ, Brazil
TEL: 55-21-2553-0817 FAX: 55-21-2554-8798

トロント連絡処 P.O. Box 493, 2 First Canadian Place, Suite 3660,
Toronto, Ontario, M5X 1E5,Canada
TEL: 1-416-865-1700 FAX: 1-416-865-0124

役員の定数及び任期

国際協力銀行法第9条に基づく役員の定数及び同法第12条に基づく役員の任期は次のとおりである。

役職	定数	任期
総裁	1人	4年（再任されることができる）
副総裁	2人	4年（再任されることができる）
理事	7人以内	2年（再任されることができる）
監事	2人以内	2年（再任されることができる）

役員状況

平成15年3月31日現在

役職	氏名 (生年月日)	経歴
総裁	篠沢 恭助 (昭和12年3月1日)	昭和35年 3月 東京大学法学部卒業 昭和35年 4月 大蔵省入省 平成 2年 2月 大蔵省理財局長 平成 3年 6月 大蔵省大臣官房長 平成 5年 6月 大蔵省主計局長 平成 7年 5月 大蔵事務次官 平成 8年 1月 大蔵省退官 平成10年 5月 海外経済協力基金総裁 平成11年10月 国際協力銀行副総裁 平成13年 6月 国際協力銀行総裁
副総裁	田波 耕治 (昭和14年9月10日)	昭和39年 3月 東京大学法学部卒業 昭和39年 4月 大蔵省入省 平成 6年 7月 大蔵省理財局長 平成 8年 7月 内閣官房内閣内政審議室長 平成10年 1月 大蔵事務次官 平成11年 9月 大蔵省顧問 平成13年 1月 財務省顧問 平成13年 6月 財務省退官 平成13年 6月 国際協力銀行副総裁
副総裁	神 信一 (昭和17年11月28日)	昭和41年 3月 東北大学法学部卒業 昭和41年 4月 日本輸出入銀行入行 平成 3年12月 企画担当審議役 平成 5年 7月 営業第3部長 平成 6年 4月 人事部長 平成 8年 4月 海外投資研究所長 平成10年 4月 日本輸出入銀行理事 平成11年10月 国際協力銀行理事 平成13年 6月 国際協力銀行副総裁
理事	丸川 和久 (昭和20年10月11日)	昭和43年 3月 東北大学法学部卒業 昭和43年 4月 日本輸出入銀行入行 平成 6年 7月 広報担当審議役兼総務部広報室長 平成 7年 4月 営業第1部長 平成 9年 4月 総務部長 平成10年 6月 統合準備担当特命審議役兼総務部長 平成11年 6月 日本輸出入銀行理事 平成11年10月 国際協力銀行理事
理事	岩田 満泰 (昭和22年2月11日)	昭和44年 6月 東京大学経済学部卒業 昭和44年 7月 通商産業省入省 平成 6年 7月 近畿通商産業局長 平成 8年 7月 中小企業庁次長 平成 9年 7月 商務流通審議官 平成11年 9月 中小企業庁長官 平成12年 6月 通商産業省退官 平成12年 7月 国際協力銀行理事
理事	森田 嘉彦 (昭和22年3月7日)	昭和44年 3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和44年 4月 日本輸出入銀行入行 平成 7年 7月 企画担当審議役 平成 8年 4月 営業第4部長 平成10年 1月 人事部長 平成11年10月 国際協力銀行専任審議役

役職	氏名 (生年月日)	経歴
		平成12年4月 開発金融研究所長 平成12年10月 国際協力銀行理事
理事	河野 善彦 (昭和20年6月11日)	昭和43年3月 京都大学農学部卒業 昭和43年4月 海外経済協力基金採用 平成5年10月 開発援助研究所副所長 平成7年3月 バンコク首席駐在員 平成9年10月 業務第1部長 平成11年10月 国際協力銀行開発業務部長 平成12年4月 国際協力銀行専任審議役 平成13年4月 国際協力銀行理事
理事	山田 高行 (昭和23年4月1日)	昭和45年4月 東京大学経済学部卒業 昭和45年4月 日本輸出入銀行入行 平成8年4月 企画担当審議役 平成10年1月 営業第4部長 平成11年6月 総務部長 平成11年10月 国際協力銀行総務部長 平成12年10月 欧州・中東地域外事審議役 平成13年7月 国際協力銀行理事
理事	古屋 昭彦 (昭和21年10月5日)	昭和45年3月 東京大学法学部卒業 昭和45年4月 外務省入省 平成6年1月 在ヴェトナム日本国大使館公使 平成7年5月 大臣官房外務参事官兼総合外交政策局国際社会協力部 平成8年7月 大臣官房審議官兼総合外交政策局国際社会協力部 平成9年8月 経済協力開発機構日本政府代表部公使 平成12年10月 特命全権大使 セネガル国駐劄 平成12年10月 兼ねてカーボ・ヴェルデ国ガンビア国ギニア・ビサオ国 マリ国モーリタニア国駐劄 平成14年11月 外務省退官 平成14年11月 国際協力銀行理事
監事	下村 恭民 (昭和15年3月6日)	昭和38年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和45年6月 コロンビア大学大学院経営学修士課程修了 昭和47年7月 海外経済協力基金採用 昭和63年4月 調査開発部長 昭和63年10月 経済部長 平成4年4月 総務部付(埼玉大学に派遣) 平成7年3月 海外経済協力基金退職 平成7年4月 埼玉大学教授 大学院政策科学研究科教授 平成9年10月 政策研究大学院大学教授 (埼玉大学大学院政策科学研究科教授併任) 平成11年9月 埼玉大学大学院退職、政策研究大学院大学退職 平成11年10月 国際協力銀行監事
監事	古舘 康生 (昭和12年5月20日)	昭和36年3月 東京大学経済学部卒業 昭和36年4月 日本輸出入銀行入行 昭和61年4月 企画担当審議役 昭和62年2月 庶務部長 昭和63年7月 営業第4部長 平成元年6月 総務部長 平成3年4月 海外投資研究所長 平成4年7月 日本輸出入銀行理事 平成8年3月 日本輸出入銀行理事退任 平成8年6月 ジャワ石油投資(株)代表取締役社長、三井物産(株)顧問 平成14年5月 三井物産(株)顧問退任 平成14年7月 ジャワ石油投資(株)代表取締役社長退任 平成14年8月 国際協力銀行監事